

平成二十五年七月三十一日（水）

第五回荒川区景観審議会議事録

於・防災センター研修室

午後三時開会

○都市計画課長 それでは、定刻となりましたので、只今より第五回荒川区景観審議会の方を開催させていただきます。

本日は御多忙の中、本審議会に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

今回の進行を務めさせていただきます都市計画課長の松土でございます。よろしく願いいたします。

本日は新たな任期が始まる初めての審議会でございます。委員の皆様には委嘱なども含め、お手元の会議次第に基づきまして進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、本日の資料で、確認でございます。一つ目が会議次第、二つ目が報告の資料、とじたものがございます。参考資料といたしまして、景観計画でございます。お手元のほう、大丈夫でございますでしょうか。

それでは、初めに、本日の会議でございますけれども、現在のところ出席者十二名ということで有効に成立してございますので、御報告を申し上げます。

それでは、会議の開催に当たりまして、三ツ木副区長より御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いします。

○副区長 皆様、こんにちは。副区長の三ツ木でございます。

ただいま司会のほうからお話ありましたように、委員の先生方には大変御多忙の中、また猛暑の中、本審議会に出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本審議会でございますけれども、区における良好な景観形成に関する重要事項を調査・審議するために、区長の附属機関といたしましたして二十三年の五月一日に設置させていただきました。委員の皆様には再任あるいは新任の方々を含めまして、御多忙の中、御就任をいただきましたことありがとうございます。二年が経過しまして、今後二年間の新たな任期による審議会になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最近の景観に関する話題と申しますと、何と申しても富士山の世界遺産登録かというふうにも思っております。後ほど日暮里の富士見坂に関する御報告もさせていただきますと思っておりますけれども、三保の松原を含めた富士山が世界遺産に登録されたということで、大きな関心と呼んでおります。荒川区といたしまして、こうした景観行政に対する関心が深まっておりますので、荒川区での、例えば都電であるとかバラであるとか、あるいは日暮里の寺町、南千住の再開発の新しい景観とか、そうした区の景観を、これから区民の人々にも関心が深まっていくものというふうに考えておりますので、委員の皆様にはぜひさまざまな視点からの御教示、そして御指導、御支援をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市計画課長 ありがとうございます。

続きまして、会議次第の三でございます。委員の委嘱というところでございます。

報告資料のページをご覧くださいと思います。本審議会における委員の名簿でございます。このたびは全十六名でございますが、十名の委員さんが新たに就任をされたということになります。ここで、

名簿の順番で名前を読み上げさせていたいただきますので、一言御挨拶をしていただきたいと思います。

それでは、座って進行させていただきたいと思えます。

まず、初めに、学識経験者としたしまして、進士五十八委員。

○七番委員 進士と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市計画課長 稲垣道子委員。

○三番委員 稲垣でございます。ここに書いてありませんけれども、荒川区の地域環境アドバイザーというのを務めさせていただいております。継続でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市計画課長 伊藤裕久委員。

○二番委員 伊藤でございます。文化財の審議委員をさせていただいております。よろしく申し上げます。

○都市計画課長 吉田委員は、本日所用のため欠席されております。

次に、区議会議員の皆様を御紹介させていただきます。

服部敏夫委員。

○十番委員 服部でございます。よろしく申し上げます。

○都市計画課長 保坂委員におきましては、やはりちよっとおけているようでございます。

安部キヨ子委員。

○一番委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○都市計画課長 藤澤志光委員。

○十一番委員 藤澤でございます。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 次に、区内の関係団体でございます。

杉山六郎委員。

○八番委員 杉山六郎でございます。

今、荒川区と東京都で、うちの四百六十四号線の道路開発が進んでいまして、どのように開発していったらいいのか、地元の者も頭を痛めているいろいろ議論を重ねていますので、またいろいろといいアドバイスをいただいて、いいまちづくりをしたいと思っております。よろしく御協力お願いいたします。

○都市計画課長 八尾昭委員。

○十三番委員 八尾でございます。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 吉野邦夫委員。

○十五番委員 荒川区建設業協会事務局をやっています吉野です。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 続きまして、区民でございます。公募により選ばれた皆様でございます。

岡安春雄委員。

○五番委員 町屋在住の岡安といたします。よろしくお願いいたします。

私は、まち歩きをライフワークとしていまして、長年下町を中心にまち歩きをしています。荒川区民が荒川区に住んでいてよかったと言えるような、そして、これからも荒川区に住み続けたいと言えるような景観の形成を皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。どうかよろしくお願いいたします。

○都市計画課長 続きまして、植田委員でございますけれども、本日所用のため欠席をされております。
渡辺正和委員。

○十六番委員 渡辺です。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 木村恵洋委員。

○六番委員 木村です。よろしくお願いいたします。

私は別途設置されています景観まちづくり推進委員会の副委員長も務めさせていただきます。今後皆様方にお世話になると思いますので、そちらのほうでもよろしくお願いいたします。

○都市計画課長 関智子委員。

○九番委員 関です。

私も景観まちづくり推進委員会のほうにかかわっております。環境問題を仕事としておりました。あと、最近千住の歴史の調査もしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市計画課長 ありがとうございます。

なお、委嘱状につきましては席上にて配付をさせていただいております。よろしくお願いいたします。また、承諾書につきましては、会議の終了後に回収をさせていただきますので、御記入のほどお願い申し上げます。

以上をもちまして委員の委嘱を終わらせていただきます。

続きまして、次第の四でございます。景観条例等の説明を簡単にさせていただきます。

申しわけございません、報告資料をお開きください。報告資料の二ページをお開きいただければと思います。

まず、荒川区の景観条例でございます。

この二ページの中ほど下のところ、第一条、目的でございます。この条例につきましては、景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等のほか、区民と進める景観まちづくり等について必要な事項を定めることによりまして、区民等、事業者及び区が協働して、地域特性を活かした良好で個性あふれる景観形成の実現を図ることを目的としてございます。

その中で、本審議会でございますけれども、十ページをお開きください。十ページの三十七条でございます。この条例の規定により意見を聞くこととされている事項及び良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議するため、区長の附属機関として荒川区景観審議会を置くこととされてございます。ここにつきましては、さまざまな意見を聞く事項等が条例の中で記載をされておりますが、簡単にまとめさせていただきます。そのものが、附属の参考資料としてつけさせていただいております。「景観計画」のほうをお開きいただければと思います。

その九十一ページでございます。この九十一ページの、まさに景観を推進する体制、その中の一番上にこの景観審議会の設置につきまして記載をさせていただいてございまして、今読み上げました景観条例三十七条に基づきまして、①から⑩まで、この十項目につきまして、この審議会におきましては審議等を行うという形になってございます。①の「景観計画の策定・見直しに関すること」から始まりまして、届

出に関する勧告や変更命令等、また、最後には「その他、区長が必要と認める事項」まで、この十項目につきましてこの審議会において調査・審議をしていただくと、そういうこの会議になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、附属でつけておりますのが、十二ページからこの景観条例の施行規則となっております。これにつきましては細かな事項について規定をされてございます。その中で、審議会に関するものにつきましては二十一ページをお開きいただければと思います。

この二十一ページのところの、まずは五十二条におきまして、この審議会の組織ということ、学経の皆様や区議会の皆様、公募区民、関係団体の皆様から、こうした形の人数の中で構成をされるとなっております。また、後ほど会長、副会長を決めさせていただきますけれども、委員の互選によって定めると、この部分で規定をしているところでございます。

また、この審議会につきましては、五十五条のところ、公開を原則とさせていただきますので、後ほど、本日も傍聴の方がいらっしゃっておりますので、入場していただくような形になると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。また、この傍聴に関しましては、二十三ページのところに荒川区景観審議会公開及び傍聴の取扱基準を定めてございます。この中での公開を定めるとともに、遵守する事項やさまざまな取り決めにつきまして記載をさせていただいておりますので、後ほどでもこれを確認していただければと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、立て続けでございますが、引き続き次第の進行をさせていただきますと思います。

会長の選出でございます。

今申し上げたとおり、本審議会につきましては任期の初めての協議会でございますので、先ほどの施行規則の五十三条の規定のとおり、互選によって決めさせていただきたいと思っております。したがって、委員の皆様から推薦や自発的な立候補などがございましたら、まずはお願いをしたいと思います。いかがでございますでしょうか。

○八番委員 私は、会長を進士先生と、稲垣先生は前からもやっていたので、副会長に稲垣先生を推薦したいと思っております。

○都市計画課長 ありがとうございます。

ただいま進士委員の会長の推薦と、稲垣委員の副会長の推薦がございましたが、委員の皆様、どうぞございましょうか。

「「異義なし」と呼ぶ者あり」

○都市計画課長 それでは、進士委員の会長、また、稲垣委員の副会長ということでよろしく願いいたしたいと思っております。

それでは、場所を移動していただいて。

それでは、移動が終わりましたので、ここからは進士会長のほうから進行役をお願いしたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。今御推挙いただきましたので、稲垣さんとコンビで会長、副会長をやらせ

ていただくこうと思います。進士と申します。どうぞよろしく。

とりあえず御挨拶を先に。

○副会長 どうぞよろしくお願いいたします。ちよつと事前の御連絡等何もなかったもので、大変戸惑っておりますけれども、もうばたばた言ってもしようがありませんので、お引き受けさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 まず、最初に傍聴者ですね。傍聴希望者がおられるようですから、これを、審議会公開及び傍聴の取扱基準の定めによりましてお認めしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

「「異義なし」と呼ぶ者あり」

○会長 ありがとうございます。

では、傍聴者、御入室ください。

「傍聴者入室」

○会長 傍聴においでいただきありがとうございます。

傍聴に当たりましたは、審議会の公開及び傍聴の取扱基準というのがございまして、それを遵守していただければと思っております。どうぞよろしく。

議題に入りたいと思いますが、その前にちよつと一言御挨拶申し上げたいと思います。

私は長いこと農大におりまして、造園というのをやってまいりました。農大は世田谷で、稲垣先生とも時々御一緒にいましたが、いろいろなことをやってまいりましたが、景観が私の実は本業中の本業なん

です。国の景観法が二〇〇四年にできまして、そのときにもちよっとお手伝いをしました。それから、国の法律では、景観というのはとても大事なんだけれども、国民が景観というものを本格的に理解をされていないというので、法律を通すとき、国会は景観教育をしつかりやりなさいということのを附帯決議しております。そういうこともあって、ぜひお暇がおありのときにご覧いただければと思いますが、今、国土交通省が景観の部屋を持っております。これは公園緑地課というのがあって、ランドスケープですからここに今度景観というのがくつついておりまして、公園緑地・景観課といいます。ここが国の景観の元締めになっておる。そのホームページに入っていたらと、景観まちづくり教育というのがあって、そこには行政マン向け、一般市民向け、それから専門家、デザイナーとか建築設計家とか、そういう人たちのために、それから市民向け、子供向けですね。それぞれに分かれて景観まちづくり教育というのはこういうことなんですということを、かなり詳しい資料と一緒に入れてあります。これをおろして見ていただくと一通りのことが全体でよくわかるというふうになっておりますので、ついでにそれを申し上げておきたいと思いません。

それから、実は、前の会長は中村先生ですね。中村先生から頼まれ、私、荒川区とはあまりそんなにおつき合いはなかったのですが、私は下町育ちなものですから、こういう雰囲気が好きなものですから、お引き受けさせていただきました。

東京都のほうの景観行政も、もう随分何十年も前になりますが、最初は生活文化局というのが景観系をやっております。景観なんていうのは大体行政テーマではなかったですから、長いこと。それで、「都

市美」という言葉でやっていたんですね。芦原義信さんという建築家が「街並みの美学」という本を書いて、東京がひど過ぎるといふことを盛んにおっしゃって、それで懇談会を一年やって、その翌年から専門家の委員会をつくったんですね。私はそこからずっと、約三十五年ぐらい都市美の委員をやりました。その中で都市美ガイドラインというものをつくって、東京都の施設、都立高校とかいろいろなものをつくるときにはその景観ガイドラインでやるということをやっておりましたり、それから、銀行倶楽部とか、ああいうものはみんなそうですが、ああいう歴史的な景観を守るといふ制度もそのときつくったわけです。

その後、景観に関する条例は地方で約七百近い、いろいろなものを入れると、「景観」という文字を使っているのは五百五十ぐらいだったと思います。日本中で景観条例というのができた。それで、国も、その親になる法律がないとこれは罰則とか勧告ができないというので法律をつくるんですね。それが景観法です。東京都もその前後に、やはりやらないとまずいというので東京都景観条例というのをつくろうと。その前に景観マスタープランをつくりました。それから、景観審議会もやりました。この三つとも私は実はずっと一緒にやっておりました。都の景観条例と景観マスタープランはほとんど私が委員長でまとめたものです。その中に景観基本軸という考え方を入れて、民間がやる仕事と、行政がしっかり目配り、気配りをしなきゃいけないところのめり張りを持たせようと。二、三日前ですかね、大雨で隅田川が大変でしたけれども、ああいう川沿いですね。水辺の風景とか、あるいは国分寺崖線という緑の斜面がずっと続いているんですけれども、そういうのとか、玉川上水とかですね。そういう自然の地形なんかに沿ったもののできるだけ公共がしっかり保全して、言ってみればしっかりした額縁をつくっていこうと。行政が額縁

をつくっておけば、そこに絵を書くのは市民、企業ですから、これはかなり自由度をあげて、それぞれ建物であれば建築家が頑張ればいいわけで、基本的にいい建築をつくりたくてつくっているはずですから、そういうデザイナーのやる気を活かして頑張ってもらえばいい。そういういろいろな絵を書いても、額縁さえしっかりしていれば、それぞれいい、その場所に似合う絵ができるだろうと、そういうコンセプトで東京都の景観マスタープランをつくり、条例も運用してきました。

ところが、最近になって、ここ五、六年ですね、だんだん変質して、私はその東京都の審議会の副会長も退いたのですけれども、そうしたら建築指導行政っぽくなってきてしまったんですね。色彩基準というのをつくって、マンセル値で何番から何番の範囲でやれなんていう、そういうつまらないことをやる。この巨大な東京で、世界中でももう最大級の大都市を、色を決めてそれでやろうなんていうのはどだい無理ですよね。無理じゃない、むしろまずいですね。色とりどりとか、十人十色とかと言います。やはり都市というものには楽しくなきやいけないし、その場所らしさというのがあって、やはり荒川には荒川のおさがあるわけで。私は実は深川の木場で育ったものですから、非常にそういう取り締まってやるというような発想は好きになれないんです。好き以上に、まちのあり方として、それが元気な東京をつくるとは思えない。ある基準でびっちりその範囲でおさめるというのは、大体ヨーロッパの考えなんです。ですから、アジアモンスーンの風土とヨーロッパの冷涼な気候で、バロック風の中心を例えばベルサイユのようにつくって、それで全部整然と並べるといような、そういうまちづくり思想で東京をやろうというのは無理なんです。無理だし、似つかわしくないと私は思っているんですね。だけど、だんだん行政は繰り返す

ていって、その条例とかマスタープランをつくったところの担当者はみんななくなってしまうと、結構行政方式というのが入ってくるんですね。基準があつて、それと届出が出てきた書類を見て、これでいいか悪いかと言う。

ついこの間も、私も幾つもの景観審議会の会長を引き受けているのですが、ある自治体で、れんがを張るんですよ。焼いたれんがですよ。しかも、わざわざ輸入——輸入がいいかというのは私は疑問なんだけれども、輸入物だというわけ。それが都の基準に反するなんていうのが。ちよつと赤く焼き過ぎていて、基準を超えているという。それでわざわざ審議会を開くというわけですよ。市の色だからいいじゃないのと、そう言っているんですけども、いや、ただどこに書いてあるからと。そういうことを今やり始めていまして、私は実は景観行政の本質というのをもっと伝えていかなきゃいけないというのを強く感じています。もう七十近くなつてのんびりしたいんですけども、こういうところでお声をおかけいただきたいときに、それをきっかけにやはりそういうことを伝えたいと思つて参りました。

景観の本質は一体何なのかということですね。そのまちについて、いわば自分の顔なんですよね。よそいきの顔もあるでしょうけれども、ふだん着の顔が一番リラックスーションですね。くつろいで、自分のまちにいるような気分になるわけですよ。そういうまちをつくるとすれば、よそいきだけでかみしもをつけていけばいいかというのと、そんなことはないわけです。特に下町の場合はそうですね。ですから、そういうことをやはり考えなきゃいけないので、なるだけ基準で、あるいは従来、長い行政の歴史の中で建築指導というしつかりした建築基準法をしつかり遵守するという、そういう方法で慣れてしまったまちづくり

行政ですね。私はこれはまちづくり行政だとは思っていないんですが、建築行政ではあると思っ
ているわけ。まちづくり行政をもうちょっとおおらかに、全体としてのよさ、できれば全体としてそれぞれの地域、
この荒川でもその中は日暮里とか場所によって違うわけで、そのよさがそれぞれ引き立つようなまちをつ
くるということだと思っております。

そういう意味で、ルールがあるルールに沿っては多分事務局が提出するでしょうけれども、あまりそ
ういうものに引っぱられないで、市民感覚、生活者感覚で皆さんで楽しく議論しながら、このまちはどん
なふうにするかと皆さんが喜んでくださるか。さつき公募委員方もおっしゃっていましたが、自分た
ちが誇りを持てるまちにするんだということ、それがまさに景観行政の目標だと思いますので、ぜひそん
な方針で進めさせていただけたらと思います。それが御挨拶です。

ちよつと、せっかくだから、稲垣さんも一言。

○副会長 先ほど進士会長もおっしゃってくださいましたように、かなり前からたびたびお目にかかっ
たりお話をする機会を得させていただきまして、東京都の景観審議会にもかかわったことがございました。
お話を伺うたびに非常に刺激を受けますし、大変生意気な申し上げ方でちよつと僭越過ぎるんですが、共
感させていただくというところが、いつもそういう思いになりました、このような会長のもとで皆さんと
ご一緒に考えていけるということとはとてもうれしいことだと思えます。

荒川区、先ほど申し上げましたように地域環境アドバイザーということで、荒川区の中のいろいろな
ころを伺って、それがいろいろな住民の方たちと接する機会を持ってきたんですけれども、本当に温かい

方たちが住んでいらつしやるどころだなという感じを持っておりまして、今会長がおつしやったようなことを進めていくのに非常に受け入れていただけるといいますか、受け皿がちゃんと整っているのではないかと期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 それでは、議事に入りたいと思います。

会議第六の報告書に進みたいと書いてありますので、会議次第の六番目ですね。景観事前協議書及び行為の届出状況について、御説明をいただいて質疑を行いたいと思います。

都市計画課長。

○都市計画課長 それでは、私のほうから、六番目につきまして報告をさせていただきますと思います。報告資料の二十六ページをお開きください。

ここに事前協議制度の手順という形で書いておりますけれども、基本的に流れをまずはお話をさせていただきますと、事前相談、また事前協議、それで行為の届出という流れになっていくわけでございますが、これにつきましては参考資料の景観計画を、すみません、また出していただきまして、八十五ページをお開き願えますでしょうか。この八十五ページの「景観まちづくりの展開」ということの中で、事前協議、また届出につきまして詳しく説明をさせていただいてございます。

まず、大きくは、この黒い四角の三番目のところ、「景観法に基づく届出」というところで、今御挨拶の中でも出てきておりましたけれども、景観基本軸、それと一般地域におけるそれぞれの行為に關しての種類、規模につきまして記載をさせていただいてございます。荒川区におきましては、都電の景観軸――

都電の部分ですね。それと、隅田川の部分の景観軸、それから日暮里台地の景観軸ということで、三つの景観軸を定めさせていただいてございます。そこにおきまして、一般建築物、工作物ともに、記載のような高さ及び面積を超える形になりますと届出が必要になるという形になっております。また、一般地域におきましては、例えば一般地域の建築物につきましては高さ十五メートル以上または延べ床が千平米以上、そうした建築物につきましてはこうした届出が必要になるという形になっている、そうした決めをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

その届出の前に、ここが重要になりますけれども、事前協議という形でさまざまな相談を受けておりますが、それがその上のところになってございます。これにつきましては、景観基本軸におきましては届出の対象になる全て、また、一般地域におきましては大規模な建築物ということで、高さが二十一メートル以上、延べ床面積が三千平米以上の建築物につきましては事前協議をさせていただいているという形になっております。

ここのページの一番下でございませう、公共施設の取り扱いでございませうけれども、公共施設につきましては事前協議は全て対象という形になります。また、鉄道や都の公共施設につきましても事前協議につきましては全て対象とさせていただきつつやっているとございませう。

この前提のもとに、今までの状況でございませうけれども、報告の二十七ページでございませう。

現状の状況でございませうけれども、この上の表は区域区分別に行っているものでございませう、平成二十四年度におきましては、景観の事前協議といたしまして、建築物に関しましては都電の景観軸において九

件、隅田川の景観軸において一件、日暮里台地におきまして一件、一般地域において三十二件ということで、合計四十三件の事前協議を行ったところでございます。また、その他のものについては八件というところで、合計五十一件の事前協議を行い、そのうち十一件につきましては公共施設が含まれている状況でございます。それと同時に、この年度におきましては行為の届出につきましては合計で四十八件という形になっておりまして、基本的にはちよつと事前協議の時期と行為の時期がずれている部分がございます、合致していない数字になってございます。また、平成二十五年度、今年度の六月末までの状況といたしますのは、景観の事前協議としては十五件、また、行為につきましては同じく十五件という形で御相談を受けているところでございます。

それと、一番下の景観アドバイザーの協議件数ということで、景観アドバイザーにつきましては区として四名の先生方をお願いをしております、二名が二組になるような形でアドバイザーの協議を行わせていただいております。これの実績といたしましては、平成二十四年度におきまして建築物が七十八件、屋外広告物が二十七件、平成二十五年度におきましては現在のところ三十一件、十一件ということで今協議を進めてございます。この件数につきましては、一件の事案に関しまして何回も協議を行う形がございまして回数が増えているというような状況でございます。

その中で何点か、この二十九ページ以降書いてございます。これにつきまして御説明を差し上げたいと思います。

まず、これが荒川区の第三中学校の敷地内での増築工事でございます。以前の協議前、まずは出された

のがこういう形で、アイボリーの一色でやられているケースがございまして、これにつきましてアドバイザの意見を受けまして、既存の校舎を考慮して、既存の校舎の色を用いつつ、一体感を与えるように配慮してほしいというアドバイスをいただきました。このように二色使いの形の中で校舎の色、また体育館の色を配色するような形で、一体感を持たせた形になってございます。

○会長 増築分はどこですか。

○都市計画課長 これが全体の増築なんです。もと既存の建物がこちらのほうにあった中での増築という形になっております。

それから、これが荒川の町屋一丁目の計画でございまして、これにつきましては、これにつきましては、いまして、これにつきましては北面が単調にならないようにということ、ガラスの防風スクリーンをこういう縦のラインで、こういう形で防風スクリーンを持たせまして、単調にならないような景観でという配慮を協議後していただいたところでございます。

それと、これは南千住の詰所建物ほか一棟の建物の改良ということで、上にJRが走っている線路の下のところでございますけれども、これについても二色の配色に塗装してもらいまして、ちょっとよくなつたのかなと思っております。

続きまして、これもJR貨物でございしますが、三河島の陸橋、また架道橋のペイント工事ということで、協議前につきましては殺風景な感じでございましたが、これにつきましてはちよつと濃い緑色のような形にしまして、すっきりとまちななじむような落ち着いた色調になったということでございます。

また、これはローソンの西尾久八丁目のお店の工事でもございました。これにつきましては、協議前におきましてはこうした形のものが出てきました。これにつきましては、なかなかコーポレートカラーを変えることはできなかつたんですけれども、この柱についてはこうした濃い茶色という形で色彩に配慮していたいたるところでございます。

それと、これはドンキホーテの屋外広告物でもございました、協議前につきましては、当然ながらドンキホーテのこの手のマークといいますか、それとこうした文言、また社名ということであつたんですけれども、これについて、やはりもう名称だけでもかなり知名度があるから、もう少し抑えてほしいということでお話をさせていただきまして、このような形の看板になつたというような状況でございます。

あと、今後の課題でございますけれども、やはり私も荒川区といたしましては、建築物の高さの問題というのは必ず出てきます。スカイラインの問題でございます。特に都電の景観軸におきましてはスカイラインを乱すような建物も最近建つてきたということもありまして、建物高さの誘導という難しさを今感じてございます。

また、今、例にも出しましたけれども、屋外広告物におけるコーポレートカラーでございます。これにつきましてはなかなかやはりカラーを変えることは難しい点がございますので、そうしたところでも明度を抑えていただいたりとか、また、ちよつと社名だけにしていたりとか、そうしたもので屋外広告物につきましても指導をさせていただいているところがございます。

それと、今、建築物においてモノトーンがすごく今はやっております。マンションなんかでも、真っ黒

と真っ白というような形のモノトーンが今はやっておりまして、それも何か黒一色というような建物もありまして、これにつきましても、その色彩の限度も私どもは示させていただいて、ただ、風合いというのは、先ほど会長からお話がありましたけれども、同じ黒い家でもその素材の風合いによってかなり印象も違いますので、そうしたものについても、そのものを持ってきていただいてアドバイザと一緒に変更していただいたりとか、そうした努力をしているところでございます。

まずは、現状のところの報告は以上でございます。

○会長 では、ただいまの説明に対しまして、御質問やご意見を頂戴したいと思います。どうぞ、どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。

どうぞ、どなたでも。私が会長になると大体、しゃべらない場合は当ててしまいますが。

一番向こうからいきましようか。順番というわけじゃないですけども、意見がなければ結構です。

○九番委員 関です。

屋外広告物というのは本当に日本の企業はすごく下手。非常に何か、コーポレートカラーを決めるのが下手だと思えます。何か、コンビニなんかでも目立てばいいという感じで周辺の街並みから浮いている色が多いですし、あと、チェーン系の例えばカフェとかいうか、などでも、スターバックスなんかは電飾も使っていないし、丸いスターバックスのマークがどこかに、表じゃなくて中の部屋、店舗の中だったりするので、そこがあるだけでお店だって認識できるようになるのですけれども、日本国内の関係のカフェは、最近ではインテリアとかには非常に気を遣うんですけれども、看板を見ると電飾をすごい全面に、なるべく

字を、お店の名前の字を大きくしたものがこうこうとついていたりして、駅前とかでも非常に気になったりするんですけれども、それが会社の標準になっているカラーというので、すごく変えられないみたいないところがあるので、大企業だけに、すごく悩ましいところだと思っんですけれども、そういうのは何とかできないのでしようかというのを今回の事例を見ても感じました。

○会長 別に当てるつもりじゃないんですが、話題がどんどん出ればそうしますから。どうしましよ。ご意見。名簿が来ましたから、場所でわかりますね。杉山さんですね。杉山委員、どうぞ。

○八番委員 まちの建物の中で派手な色を使っている建物がありますけれども、規制ができるのですか。例としては、泪橋の交差点のところの、荒川区ではないんですけれども、台東区側に派手派手な飲み屋があるんですが、ああいう色は事前にわかるのか、建ててから直せとは言えないと思うんですけれども、色の申告というのは事前にやるんですか。

○会長 それは、広告ですか、建物そのものですか。

○八番委員 建物全体が。あれは、色は建築するとき申告するんですか。何色にするとか。

○会長 色も確認でやっていると思いますよ。

○九番委員 ただ、何か、前回の審議会で区の方からお知らせがあったんですけれども、南千住駅前に真っ赤な壁になったハンバーガーショップができましたけれども、あれは区のほうにお話が全然来ていなかったそうです。いきなり建っちゃったそうです。そういう場合もあるみたいですね。

○八番委員 あれもちよっとどぎついよね。

○九番委員　そう。

○会長　まあ、いいや。後で、ちよつといろいろな疑問をまとめて。

○都市計画課長　今お話があったとおり、先ほどこちよつと私のほうで届出のことを、あと面積も含めて御報告をさせていただきましたけれども、例えば高さとか建物の延べ床面積ですね。それを超えるようであれば私どものほうにそうした色も含めて御相談をしていたくという形になっておりますので、その中で、先ほど会長のほうから色につきましてはいろいろな御意見がありましたけれども、一応範囲を決めておりますので、真っ赤だとか真っピンクとか、そうしたものについては私どもは規制をしていくというような姿勢でおります。ただ、小さいものにつきましてはなかなかそういうことが難しいと。ですから、基本的には努力規定という形の中で、私どもとしてはそれにつきましてもお話はさせていただくようなこともあるんですけども、なかなかそれについては有効な手段がないというような状況はございます。

○会長　杉山さん、よろしいですか。

○八番委員　はい。

○会長　色の問題は大体景觀審議会というところとすぐとすぐと言っちゃいけないんだな。しゃべりにくくしているみたいで申しわけないんだけど、色のことを大体最初に皆さんお感じになるんですね。色はやはり気になりますよね。目にもわかりやすいから。だけど、色は色で一つ独立して動いていないですよ。色は材料にくっついていてるわけですから。例えば、都市計画課長は非常に健康そうな色でしょう。あの方にはあの色というのは合うわけですよ。稲垣さんみたい白い人もいるし、それぞれ素材によって違うん

ですよ。だから、れんがにはれんがの色があるんですね。ところが、今はペイントで色を塗るんですよ。つまり着色できちゃうんですね。ですから、地の色だったらそんなにおかしくないですよ。トマトが赤くていけないと言っていますか。トマトは真っ赤なトマトをかうでしょう。ねえ、関さん。

○九番委員 買います。

○会長 だから、自然のものは赤いんですよ。赤い自然は自然だからいいんですよ。ただ、ペンキで塗っていると気持ち悪いんですよ。そういうことで、色に責任は本当はないんですよ。材料というものと、それから場所柄なんです。だから、うんと盛り場で、例えば新宿の歌舞伎町みたいところで看板を全部認めないといったらどうなるかというのと、大変ですよ。だから、場所によって、でも看板がないほうがいいという通りもたくさんあるんですよ。だから、それを一律にどこもかしこもこれじゃなきゃいけないとやると北朝鮮みたいになっちゃいますから。だから、そのところを考えなきゃいけないんですが、とにかく色の話にみんな大体最初にいくんだけど、色は色だけで動いているわけじゃないんです。材料だと思ったほうがいい。セメントの色はセメント。だから、打ちっぱなしの安藤忠雄の建築なんていうのは、あれは全部打ちっぱなしでしょう。あの色だって、あれに文句は言えない。だけど、あれに、ここはこの色にしろと言って色を塗るとかえって気持ち悪いですよ。素材の色のほうがよっぽどきれいでしょう。そういうことも考えなきゃいけないので、私は色を非難するのは、色の話が一人歩きして、マンセル値といって明度と採度と色相だけで決めて、しかもそれは大体塗るとアウトドアでは焼けちゃうんですよ。もう2年もすると、きれいなブラウン、さっきのダークブラウンが出ていましたでしょう、看板に。あれ

は白っぽくなるんですよ。茶色の様相がなくなつて。だんだん汚らしくなります。だから、あれなら最初からもとのスチールの鉄の色とか、そういう素材の色だったらおかしくないんだけれども、色を塗ると大体退色して変色して。プラスチックなんか最悪ですね。本当に汚らしくなります。そういうことも考えなきゃいけない。時間でものを見るということも大事だしね。それから、むしろ植物なんかをその場合に添えてしまつて、そのものの色が気にならないようにするというふうなデザイン方法もあるわけで、どうも色は色、デザインはデザインとか、そうしてしまつてしまつてだめですね。様相に分けてしまつてね。どうも近代主義はそうなつてしまつてしまつてすけれども。

服部さん、何か。

○十番委員 ちようど二十四年度の年間の相談件数が二十七ページのほうに出ていますけれども、二十五年三カ月でかなり、このまま四倍に経過していくと、その相談件数そのものは相当昨年度よりは増えてくるのではないかなというように思いがするんですね。その辺はどうなんですか。傾向としてやはりこの景観の事前協議という体制が整つてきて、それが逆にいろいろな意味でも歯どめになるのか、また、やはり地域をより意識した中でマッチングしたものにしていこうというように、そんな少なくとも意識が少し芽生えてきているのかなという、その辺はどんなタッチでしょうか。

○都市計画課長 この傾向でいきますと、確かにこれを四倍すれば六十件という形になりますので、前年より多くなつてきています。ただ、これはどちらかというと、もしかすると消費税の関係も少しあるのかなということが見受けられます。これにつきましては、建築確認だとか、そうした件数も着実に増えてお

りますので、そうした影響の中でこうした建設の動きが見られるのかなと思っております。ただ、こうした件数を重ねれば重ねるほど、私どもの目の中を通すことができませんので、そうしたことがまちにとっていい影響を及ぼすような形になるかとは思っております。

○会長 アドバイザーに聞くのはとても大事な事ですよね。普通はもう事業者が案をつくって出してきて、それがいいか悪いかで蹴飛ばしてしまうと、もうそれで終わりですよ。けんか腰になっちゃうわけです。その前に、お互いに説明し合ってよりよくするという、そういう意味ではアドバイザーの能力がとても大事なんです。ですから、件数が増えるというのは、開発が増えれば増える。それから、だめな案をみんな最初から持ってくる、何回もやらなきゃいけないので回数が増えるということになりますから、本当は徐々に、事業件数は増えても回数が増えなくなるのが理想ですよ。将来は。つまり、出す側でもちゃんとしたものを出してくれば一回で済みますからね。そういうことはありますけれども、でも、アドバイザーはとても大事な制度で、特に事前協議という、終わってからじゃだめですから。届出からではね。だから、とても大事だと思いますよ。どなたが今、どういう形でやっておられるんですかね。

○都市計画課長 これにつきましては、建築の専門家や色彩の専門家、またデザイナーの方、そうした方々に依頼をさせていただいて、おっしゃるとおり、私どもの区といたしましては対面協議でこのアドバイザーの協議をさせていただいております。他の区では、今、会長からもお話がありました、書面で、例えばこの色でといったときに、これはだめですよということ、書面で来ると。そうすると、結局けんかになってしまつて物別れになることも多いというようなことの中で、今、対面協議ということ、時間もま

た回数もかかりますけれども、妥協点を探しつつやっているという状況がございます。

○会長 よろしいでしょうか、服部さん。

それでは、木村さん。

○六番委員 この八十五ページの「荒川区景観条例に基づく適合努力義務」とありますね。これ、除外される建物についてはただのお願い条例にすぎないわけですよ。実は、このあたりがかなりいろいろなものを乱していることは事実ですね。具体的に地域を挙げて申しわけないんですが、三河島地区とか、それから最近西尾久地区でもそうなんですけれども、大体焼き肉屋さんや新しく住宅地の中に進出してくるというケースが増えていっているんですね。そうしたら、今まで看板を設置するスペース、あるいはそれが考慮されていなかった壁面に、ネオンと、それから道交法で明らかに違反だろうという建物のうのうとせり出しているということを見かけます。果たしてこのお願い条例がどこまで聞き届けられるのかというところが心配でならないということがあります。

それともう一つは、例えばこの荒川区町屋一丁目の建物、これほどの高層な建物があつて、この壁面の防風スクリーンとかガラス性、いわゆる工業繊維の設置だけということでは、何かあまりにもちよつと殺伐として感じるんですね。やはり壁面緑化をやってもらおうじゃないですか。という気がするんですが、その辺のところも、恐らくこれは分譲化、ちよつとあれなんです、施主側との調整において管理の問題とかも絡んでくると思うんですが、これもお願い条例の中でしかないのかなと思うんですが、その辺の見解は今後の対応としてはどうなんでしょうか、このオブジェは。

○都市計画課長　まずは、適合努力義務というところで、木村委員おっしゃるとおり、これについては努力義務ということがありますので、必ず守ることが条件ではないということについてはやはりおっしゃるところはあります。私どもも、いろいろな区報とかホームページとか、いろいろな媒体を通してもちよっとお話をさせていただいたり、また、建築士事務所の方々に対しても係長が出向いて、この事業についての御理解をいただいていると、そういうところはございます。そうしたちよっと小さな積み重ねではございますけれども、そうしたことでもやるしかないのかなと思っております。

また、マンションに関しましても、やはりなかなか事業としてこのマンションにつきましてもはやっておりますので、減らせだとか、もっと緑化を――緑化についてはかなり私どものほうも言っております、緑化面積みたいなものはほかの条例の中でも守っていただくような形にはしております。そうした中で、やはり妥協点というところもありますけれども、少しずつでもよくなればなというふうには思っているところでございます。

○会長　ちよっと事実確認だけど、今の話は一般地域で、あるいは面積要件が低くてという意味なの。

○都市計画課長　はい、そうです。

○会長　それはだけど、一般の確認申請はやっているでしょう。

○六番委員　そうですね。

○会長　だから、確認の中で景観的配慮は建築指導主事がやれるんですよ。景観をもうこっちだというふうに分けちゃだめなんですよ、それは。

それから、もう一つ、緑化も、例えばこの三十ページの町屋一丁目計画は、これは建物しかここに絵がないからおかしいんですよ。これ、周りの緑地と——緑地というか、緑化とセットで出てこない。景観行政がわかっていないよ、これはだから。この図の出し方が。景観というのは建物だけじゃないんですよ。建物の周りに木が植わっている、その木の姿や背景にどんな斜面が、法面が来るかという全体の風景になるわけで。

これは荒川区役所に一冊置いていこうと思って持ってきました。風景デザインという専門のための本を私は書いているのですけれども、これは朝日新聞に一年間、景観論を連載したんです。それを本にしました。「市民のための風景読本」とこれはつけたんです。ちょっと回覧します。もしあれだったらコピーして皆さんに差し上げてください。私は、その景観に対する見方がもう既に、さっきも景観教育が必要だと国会でまで言われたように、できていないんですよ。大体建築側の、だからいい意味でも悪い意味でも注目されると、建築物だけをこうやって取り出してしまう。この前に木が植わっているとどういふふうに見えるか全然わからないでしょう。木が大体くつつくととてもよくなります。

それから、壁面緑化というのは場所によって壁面緑化が必要なんだけれども、こんな住宅のテラスの部分に壁面なんかやったらややこしくていけない、これは。ほかの壁面をやるのならいいけれどね。ですから、それも、壁面とか屋上を緑化するというのが今ブームだと。どこもかしこもやるんですよ。ところが、それが似合うところとか似合わないところがある。むしろ敷地でやはりやらなければいけないと、そういうこともありますからね。少なくとも、だからまず希望の要件で、これは届出というのは何のためにやっ

ているかというところ、届けて事前協議の審査をやったら手数がかるんですよ。そんなにはやり切れないというので、影響の大きいところだけ区が面倒を見ようとして、アドバイザーでやる。それ以下は、自主努力は義務なんです。景観条例ができていうことは、区民でも事業者でも景観に配慮すべきだというのは今度議会としては決めているわけだから。景観条例を決めたということは。荒川らしいまちをつくりましょうね、一人一人市民は、事業者はそれに協力しますねというのが、景観条例が議会を通っているということは民意なんです。ですから、それは自主的にやるべきなんです。ただ、勧告とか何とかいうと、そうじゃない。議論はちゃんとここでやらないといけませんけれどもね。罰則とかね。ただ、ここにいないで、お願いだから何でもないんだという、そういう話じゃないんですよ。本来はやるべき。やっていないところで文句があったら、それは文句を、苦情を区民は言う権利があります。それを受けとめてどうするかをやるのは行政の義務でもあります。

○六番委員 既存の建物はどうなんでしょうか。

○会長 既存不適合は大変。これは、日本の都市計画ではずっとたくさん積み残しをもう昔からやってきているわけで、既存を変えるのはまさに住民運動しかないでしょうね。法律的な要請じゃないですね。コミュニティの問題として、いくら何でもうちの町内にあればひどいんじゃないのって、九割九分の人が言っていたら、やはり事業者も何とかしなきゃって思うでしょう。そういう問題ですね。

○六番委員 ありがとうございます。

○会長 今日だけです。こんなに全部やるのは。今日は初で、どういふ方がおられるか、皆さんのご

意見を伺っておきたいので、恐縮ですけれども、藤澤委員、お願いします。

○十一番委員　私は充て職で来ましたので、皆さんの活発な御意見をぜひいろいろと聞かせていただきましたという思いで参加をさせていただきました。

ただ、私、五十二条で審議会の委員の人数が決まっているにもかかわらず、例えば学識経験者だったら六名以下、関係団体からは五名以下、区民公募では七名以下となっているにもかかわらず、区議会議員の四名だけは四人出ているんですけれども、ほかはずっとカットされていますよね。なぜこういう形になっているのか、それをまずお聞きをしたいなと思っています。

○会長　財政の関係じゃないかなと。

○都市計画課長　一番最高の人数という形の中で、条例というか、施行規則上決めさせていただきまして、その中で、私ども別に減らしたほうがいいのか増やしたほうがいいのかという、別に恣意があつてのわけではなくて、その中で必要な方々はこういう皆さんであろうというように決めておりますので、これについては柔軟に取り組んでいきたいというふうには思っております。

○十一番委員　言わせていただきますと、私は、例えば傍聴者も来られるような形であるんだったら、例えば区民の公募の枠の七名というのは、それ以上来たらの話ですけれども、五名しか来なかったというところで五名にしたのだったらわかりますけれども、そうじゃなかったら、やはり定員の枠いっぱいまで広げても意見をいろいろな形で出していくような形にしないと、民意が形成されるなんていうことにはならないです。小さなこの審議会だけでまとまって何かを決めるということだったら別ですけれども。だから、

そういう意味でちょっとお伺いをしたのですけれども、ぜひ、できれば、せっかく梓を決めた定員の梓いっばいまで、恐らくいろいろと一家言を持っているような人たちがそれぞれの業界だとか、あるいは学識経験者の中でも立派な方はたくさんいらっしゃるのだろうと思いますから、多くの人に参加してもらいうに、ぜひ心がけていただきたいなと要望しておきたいと思えます。

○会長 藤澤委員のおっしゃるのもとても大事かもしれませんね。要するに、さっきも言ったように、区民自身が景観に対してどういう面を持つかというのが一番大事なことですからね。ただ、審議会の委員のあれは、定員というよりは、多分上限というのはそれ以上はだめというルールなんでしょうね。だから、議員だけ特別満杯にしているという、気配りしているということですね。

それはともかくとして、私としては、審議会のメンバーもあれだけでも、やはり本当は何かこういう懇談会のようなものを、もっと区民集会みたいなもので景観の話題をちゃんとやるべきかもしれませんね。もっと日常的に啓発事業のようなことをやって。それから、今のまちの中の幾つかを歩いてどこがすばらしいところだと褒め合うところもあるし、どこが問題かというのを発見し合うこともありますね。やはりそういう活動は地道にやるべきですね。おっしゃるとおり。

さて、岡安委員。

○五番委員 先ほど、景観アドバイザー協議ですね。これは書類協議と並行して対面協議というシステムがあるということですから、やはり重要なのはこのアドバイザーの四名の方ですか――は、やはり区民の目線に立って区民が十分納得するような協議をしていたらと思います。この対面協議というこ

とは大変すばらしいことだと思えますので、より発展的にこれが定着すればいいなと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

保坂さんはおられないんですね。では、八尾委員、お願いできますか。

○十三番委員 まず、先ほどの事例については、これはやはり現地を見ないでお話はちょっと無理だろうと。実際その場所がどういふふうになっているのかというのはいけなないと思えますね。

今のアドバイザーの話がありましたけれども、多分アドバイザーの方がこういうのに出てきたものと対面してお話になれば、すぐに相手がどういふふうを考えているかというのはこちらは専門家だとわかると思えますね。だから、そういうことに感覚が働いている人と全然働いていない人というのが、その辺でもうすぐにはわかつちやうんじやないかなと思っているんですけれども。だから、そういう形でアドバイザーが対面するというのはいい方法だと思います。

この景観自体が、荒川区は今始まっていますけれども、やはりまだ区民の方にはほとんどその辺のことというのはわかっていない。だから、景観といったって、本当に何のことかわからない方が多いんですよ。それで、今、実は木村さんなんかが中心になって景観まちづくり推進委員会というのをつくって、今とりあえず荒川区景観百景みたいなものを選んでいうようなことをやっているんですけれども、結局これの目的というのが景観を考慮したまちづくり、景観としていいというふうな、そういうまちづくりを進めるために皆さんにそういうことの意味とか意義をよく理解していただきたいという啓蒙活動を進

めていきたい、そういうふうな意味合いで委員会をつくって今進めているところで、やはりそういう、会長もおっしゃったように、皆さんに本当にそういうものをわかっていただくようにやっていかないと、そういう土壌ができれば自然的にこういう建物は嫌だなというのが皆さんの中に出てくるだろうと。ですので、地道な活動ですけれども、そういう形で皆さんにいろいろそういう景観というものをもう少し身近なものと考えられるように、理解していただくように奮闘していくというのが大切だと思います。

○会長　そうですね。二十三区でかなり、一番最初のころにやったのが足立区だったと思うんだね。今はぱっとしませんけれども——こんなこと言っちゃいけないか。景観条例はたしか早かったような気がするんですね。そのときは、だから、景観って誰もわからないんですよ。今おっしゃったように。それで、区民の方が、景観の何かそんな条例か何かできるといことは、もう布団を干せなくなるんですかと言った。もうマンションの外へ、テラスのところ、布団を干しちゃいけないと言われるんじゃないかというんですよ。そのくらい景観というのは何か怖いもののようなだったんですね。僕は昔、一番最初に書いたのは「景観行政のすすめ」というんですけれども、都市センターで。それは、景観というのは、大体内務省が昔やっていたんですよ。みっともないものはみんなぶっ壊していくという、警察権力を持っていたんですよ、昔は。それなものですから、景観というと、ランドスケープじゃなくてポリスマンのほうを想像しちゃうわけですよ。だから私は、さっき回したのも「風景」と書いたでしょう。景観も景色も風景もほとんど同じなの。ちょっと違うんだけれども、大体同じ。市民的には風景ならわかるんですよ。いい風景、我がまちな風景をつくろうと。景観というと、何か怖いんですよ。今はそんなことはなくなりましたけれどね。だ

から、そういうこともあって、どうも強制的に何かやらされるといふ印象があるので、またそれを求めているという声もあるんですね。ちょっと一時期、ピンクのマンションをつくったり、後樂園が黄色いビルをつくったり、いろいろなことをやってちょっと派手なのをやったものですからね、そういうものに対するやはり抑止力も求めているし。だけど、一方で、何か細かいことまで言うなというのは嫌だという、それもあって、だから、本当は風景というのはそのあたり全部の雰囲気だと思っていただいたほうがいいんです。だから、全体のよさを、景色のよさをつくと。自分のまちらしいよさをつくるんだというふうに考えればいいんだけど、あまり細かく科学的に掘り下げるみたいな発想はかえって抵抗が大きいですよね。今申し上げたように、少しそういうことがだんだんわかるような機会を考えていただくといいかもしれませんね。

次に、安部さん。

○一番委員 すみません、安部と申します。

教えていただいたきたいんですけれども、先ほど景観アドバイザー協議のお話がありましたが、この協議はどのぐらい最大時間を経るものなのでしょうか。落ち着くまでの時間数などはどの程度。この事例に基づいてちょっと教えていただきたいのが一点と、もう一点、先ほどスクリーンでも教えていただいた荒川区町屋一丁目計画で、アクセントとしてガラス性の防風スクリーンということを設置したとお話があったんですが、この図面の一番下のドアみたいなものは、平べったいのが何か立体的になっっているんですけれども、協議後ですね。これは立体性のあるものは何か意味があるのか、ちょっとそれも二点教えていただ

きたいんですが。

○都市計画課長　まず、至るまでですけれども、大体景観の場合、アドバイザーの方には午前か午後か半日ぐらいお時間をいただいて、その中で、その週に来た相談事についてやっていただくということの中で、平均をすると一回で済むこともありますし、三、四回かかってしまうこともあるというようなことでございまして、例えば二十五年度のところを見ていただければ、協議としては十五件来て、その中でこのアドバイザーの協議の件数につきましては四十二件ということとございまして、大体二回から三回ぐらいが平均してやっている。多いのはもっと本当にも多いのがあるので、どうしても平均を上げてしまうところはあるのですけれども、そうした状況がございまして。

もう一点、先ほどのマンションの関係ですが、これは下のところはピロティで抜けているところのことでございますかね。この、何かバツテンになっているところですか。

○一番委員　ここを真つすぐラインが、協議前は地上のラインが真つすぐに見えます。協議後は何か立体性に、でこぼこに見えるので、何か改善をしたものなのかどうかを知りたいと。

○都市計画課長　これはそんなあれじゃないとは思いますが。これは右側のところですね。

○一番委員　はい。協議後で何か改善して、お話の上にこのようになったのか、そういう……。

○都市計画課長　いや、ここの部分はそんな……。

○一番委員　それは特段なし。

○都市計画課長　はい。ないです。すみません。

○一番委員　そうですか。わかりました。

○会長　よろしいですか。

それでは、今度は吉野委員、お願いします。

○十五番委員　今の安部委員と同じなんですけれども、この町屋一丁目なんですけれども、防風スクリーンをつけることになりましたと。これはお互い協議の上で決めたことと考えてよろしいんですね。別にアドバイザーが防風スクリーンをつけなさいとか、そういうことではないんですね。

○都市計画課長　これにつきましては、やはり両者が対面の中で、お話し合いの中で、じゃあこうしていきましようということ、その場で決めていったというところがございます。

○十五番委員　あと、もう一つなんですけれども、これ、例えばもうお互い話がまとまらないと。そういう場合は、これはもう、変な話ですけども、確認申請もおきない。そういうことになってくるんですかね。ちよつと私、条例の中身がまだ頭に入っていないものですから。

○都市計画課長　これにつきましては、これが整わないで例えば物別れに終わって、建築確認にいくというこの中で、私どもが認めない形でいくということは今まではなかったです。やはり妥協点といいますか、双方の中で、ではここまでにしましょうというような形でアドバイザーと事業者との対面の中でやはりすり合わせてきたということがございます。ですから、それこそ事業者が席を立て、もう確認をそのまま出すというような事態はございません。ただ、御存じのとおり、確認につきましては出されてしまえばそのまま、確認については出さなきゃいけないということにもなっておりますので、そうしたことがな

いように私どもとしましては取り組んでいる、そんな状況でございます。

○会長 よろしいですか。ありがとうございます。

まあ、新宿みたいな巨大なところの大きな商売のところではもうかなりありますね。妥協しないで突っ走るということが。もう大変な金額がかかっているものですから、彼らは。徐々にお互いにものがわかってくるでしょうけれども。

渡辺委員、何か。

○十六番委員 ちょっと感想で申しわけないんですが、国立のほうに楳図かずおのピンクの家が建ちましたが、あれが問題になりましたけれども、建ってしまいました。まあ、ああいうのもしようがないんでしょうかね。

○会長 私は、一応商売柄すぐ見に行きました。話題になってから。あれは、確かに紅白になっていて、ちよっと目立ちますね、確かに。だけど、あれはセットバックしているんですよ。道路から、この幅ぐら下がっていますね。前に庭があつて、結構大きな木があるんです。ですから、新聞が書くほどひどくありません。だから、私はあれは許されると思うんですね。あの漫画家のイメージが反響を大きくしたんだと思いますね。穏やかな漫画家ならあんなことにはならなかったけれども、だから、あの絵柄だけだったら確かにちよっと個性的ではあるんですけども、その程度の建物は今までの住宅地に実はたくさんあるんですよ。だから、今言ったように、色、あれは特にピンクっぽい色なんです。赤いね。それを問題にするんですよ。このときも関連論なんです。赤は赤、あかんという、何かそういう。やはりあるんです。

よ。マスコミの人は自分の目で見ているんじゃないんだよ。もう、赤と聞いたらいけないって、それは色彩の場合ですよ。色彩って、景観論的な色彩ね。景観上は赤とか黄色とか、もうとにかくタブーだというふうになっているんですよ。だから、例えば、稲垣さん、あそこはどこ。イタリア文化会館。

○副会長 イタリア文化会館ですね。

○会長 千鳥ヶ淵のところに、靖国のこっち側に、イタリア文化会館の、それも赤で大変な。私はすぐに見に行きました。もう全然違和感がない。非常に品のいい赤ですね。私のかばんのような、ワインカラーのちよっと濃い色なんですけれども、似合うんですよ。やはりこれはイタリアのお国柄を、雰囲気を出そうとしているなども感じましたよね。それは建物の色のむしろ役割なんですよね。だから、どうも自分の目で本当に見ているんじゃないやなくて、感覚、関連論でマル・バツしちやっていると、これは本当によくないことですよ。だから、それもさつきから皆さんおっしゃっているね。やはり市民自身が風景というものを考えて、これはいい、これは悪い、そういうことを繰り返して常識ができればあんなに大騒ぎにはならない。また、逆に彼ももうちよっと何かうまいやり方をしたでしょうね。そう思います。どうも景観論はちよっといろいろところで不安定ですね、そういう意味では。

伊藤委員が最後に残りましたかね。

○二番委員 私は景観計画のときからかかわらせていただいているものですから、この景観基本軸という都電荒川線の沿線とか日暮里台地というのをテーマに、実は大学で課題をやって、学生と景観保全みたいなことをして2年ほど歩かせていただきました。そのときに感じたことをちよっと申し上げたいのですが、

去年は都電荒川線沿線の景観保全とジョイフル商店街を対象に取り上げたんですけど、例えば周辺で結構タワーマンションが最近竣工しまして、かなり影響を及ぼしているなど。景観軸としては奥行き三十メートルまでの規制がかかっているわけですけども、その後ろではかなりオーバースケールのものが建ち出しているのかなというところで、特に例えば三ノ輪橋駅から駅舎を撮ると、後ろにタワーマンションがもう大きく写るといふようなことが平然と行われているなという、ちよつと気になったかなと。

それから、2年前は日暮里台地でしたけれども、あれは日暮里の再開発自体はもつともなことだと思っ
ているんですが、やはりちよつとオーバースケールで寺町から見る日暮里側のタワーマンションというの
はちよつと異様に見えるところはやはりあるなということを感じております。やはり荒川の景観というの
は基本的にヒューマンスケールなものが多いものですから、景観軸と言いながら結構ヒューマンスケール
なんですよね。それに対してライフスケールとかオーバースケールのものをどういふふうに、再開発はま
ちづくりの活性化に不可欠なものだと思うので、多分今後荒川でもああいうものは開発されていくんだと
思うんですけども、どういふふうにならそれを調和させていくかというのはかなり難しい問題だなというこ
とを感じております。その辺がこの審議会ですら少し審議していただければなということをおもっています。
以上です。

○会長　ありがとうございます。

重要なところ、三十メートル幅というのは便宜的につくっているだけのはずなんです。景観軸の幅。
片側三十、片側三十でしょう。だから、それは実情がどうもその後ろに見えてきてしまうと。これはやは

りコントロールしないとまずいという判断をすれば幅は広げて構わないわけですよ。やはりそういう議論は、まさに審議会の審議の重要なテーマだと思えます。実情を踏まえてこれだけ問題になるところができそうだと。それが予測されるなら、早く、早目にむしろ届出の範囲を広げてコントロールしなければいけませんからね。私はそれはとても今大事な御指摘をいただいて、みんな今までの行政の何平米以下は届出なしとか、これは便宜的なんですよ、行政というのは。それは作業量に応じてですから、そういうのを全部やればいいんだけど、全部やっていられないと。そうすると、目立つもの、影響の大きいものだけコントロールしようとなるでしょう。だから、届出もそうで、どこもかしこも届け出させるとちよつと大変だから、一番目立つところの両サイドをやる。このときも幅を決めて、大体昔の住宅の奥行きなんかを考えながらやったんでしようけれども、それじゃあもう持たないと。だんだん土地を集めて大規模化していきますからね、高層は。そこも考えなきゃいけないと。こういうことですね。だから、それは事務局で少し検討していただいて、いずれそういう時々は見直しを。基本計画をつくってときの時点と、徐々に時間がたつて景観行政が転がし出して運用していくとわかってくるのがいっぱいありますから。

それから、アドバイザーの問題ですね。アドバイザーは、例えばイギリスなんかの制度でアドバイザーに近いのは、かなりの権力を持っているんです。つまり、命令というのも変だけれども、一種の指導力を担保しなきゃいけませんから、コミュニティの委員がここはだめですよと言ったらだめなんですね。あるいは、こういう色にしろと言ったらやはりそれに近いことをやらないといけないぐらいの権限を与えるんですね。日本の民意はそれほどではないので、あまりやれないんですけども、だけれども、アドバイザー

ーは大体建築の方でしょう。

○都市計画課長 建築と、あと色彩の先生です。

○会長 色彩だけの先生はしようがないんだけどね。さっき言ったように全体を考えなきゃいけないですからね。色彩の専門家もいてもいいけれども、専門家というのはやはり限界があるんですよ。その専門に強いという。だから、全体的にはこういう場のほうが本質的には正しいんです。いろいろな目があるわけですからね。ですから、充て職ってさっきおっしゃったけれども、議員さんは議員さんでもっと大きいことをやっているわけで、区全体の。そのときに、その観点から景観の問題を、ここはこうしておかないとまずいよと。区民はそんなに深いことを知らないからこんなことを言っているんだけど、それはこういう背景があるよとやってくださっていいんですよ。そういう意味ではこれが大事なんです。ということ、景観指導を日常的にやる行政の景観アドバイザーは本当は審議会に同席して、ここの議論に参加する。あるいは、先ほど議員さんもおっしゃってくださったんだけど、増やしていいよとか、その分でアドバイザーを何人かここに入れて、そしてこの景観審議会の総意で景観指導もやるというようなことも検討に値するでしょうね。ですから、そんなことも考えたらいいと思います。

今、大変重要なことを御指摘いただいたので。景観行政というのは一回こうなっているからこれですつとやるというものではなくて、やはり進化しなきゃいけない。実情に応じてやらないといけない。大体反対運動が起こってから大騒ぎするんですよ、どこでも。だから、日暮里のこれからの議論もそうですけれども、富士見坂でも何でも、ああいうのはもっと早くやっておけば、景観の歴史を私はやってきましたか

らよくわかるんですね。

例えば、岡山の後樂園というのは岡山市にとってはもう唯一の観光資源なんですよ。あれで三百万人とか四百万人来ているんですね。これが徐々に減っているわけです。前にマンションができて。中から変な建物が見えるというわけです。ただ、岡山の後樂園の一番の目玉は借景とっている。庭園の外のずっと向こうの山に、中腹に多宝塔があるんですね。お寺さんが。それが眺めの風景になっている。これについては昭和十年代にもう都市計画上の高さ制限を、その山と後樂園の間は県の都市計画というのをかけちゃったんです。だから、その間は全然建っていない。いまだにその借景は見事に見られる。そういう先見性が必要なんです。もう地価が上がってきて高いビルを建ててもうけようとしている人がいっぱい出てきてから高さ制限をやるというと、もう皆さん、それは冗談じゃない、おれの財産どうするんだとなりますよ。そういうことなんです。だから、景観行政というのはかなり長い目でものを見ているわけ。

隅田川とか景観基本軸は、ですから三十ぐらいじゃなくてたしか五百ぐらいだったかな、何百だったと思うんだけど、あれは今すぐよくなるとは思っていないんです。今のビルが壊れてとりかえるときです。それで制限を徐々に落としていって、隅田川に対して緩やかな傾斜をつけよう。つまり、川がどこからでも見えるようにしようという、そういう構想にしたいんですよ。ですから、少し長い、百年の計でやっているわけで、そういうことも少し考えていただいでね。

日暮里の報告がありますが、このあたりで、中間で何か、稲垣さんからも御意見ありますか。

○副会長 皆様の御意見を伺っていて、もう繰り返になりますけれども、やはりこの景観計画とかそう

というのは届出対象以外のもの、要するに区民全体が守る――区民というか、事業者も含めてですね。みんなが守るものであって、届出対象外だったらいいというのではないということにははっきりしていると思います。

それから、あとはやはりさっきの色の問題、楳図かずお邸は吉祥寺ですけれども、楳図かずお邸もイタリア文化会館というのも私もすぐ見に行きましたけれども、やはり現地で見るということがとても大事だということと、イタリア文化会館についてはやはり素材との関係が、大変質の高い素材で、それからあと、色って光の加減とかそういうのですごく違いますので、いつ見るかということもありますし、ああ、こういうことをやりたかったんだろうなという気持ちはすごく感じました。

東京都の景観基本計画でしたか、それも相当細かく、これは対象は大規模なものに限っていますけれども、決めていきますけれども、あの中には、ただし、そこに反するものでもこういう理由があってこうしたということについては道が開かれているというところがありますので、やはりこれはこういう意図でこういう色がやりたいなというようなことを、それこそ景観アドバイザーか、この場か知りませんが、それでも、そういうので、ああ、みんなこの場所にはこの色がいいよねと言えるようなものをどんどん発掘して、魅力を上げていくということはとてもいいなと思います。

あと、悩ましいのが、やはりさっきおっしゃっていた真っ黒と真っ白なんていうのは本当に今はやっておりまして、戸建て住宅なんかでも真っ黒を使う方がいらっしやって、そういうもののお隣の方っていうのは、やはりどうということなんだろうかと、届出対象じゃないかもしれないけれども、そういう特殊な色

についてはやはりとても悩ましい。何でも無難だからいいというものでもありませんし、真っ黒も似合うような場所もちろんあると思うんですが、大変悩ましいところ、やはり現場主義で本当は考えるべきだなと思っています。

○会長 これまでの景観事前協議と届出の状況の話から少し広げて、皆さんの日ごろお感じになっていることを発言して……。どうぞ。スターバックスだけじゃ納得できないですか。

○九番委員 たびたび発言して申しわけありません。前年度の最後の審議会でも言ったことなんですけれども、ちよつとメンバーが一新しているので繰り返しちよつと申し上げたいと思います。

今まで話題になったように、教育もかなり大事だと思います。前年度の最後のときに、実は実家のマンションの大修繕のときに色を全く変えるという事例で事前協議まで上がったことがあるんですけれども、そのマンションの住民の反応を聞いても、本当は自分たちに決定権があるんですけれども、行政で何か、荒川区から何か言われたからしようがなく変えなきゃいけないと、何か規制されているという感覚がすごくあるんですね。守るという意識もありますけれども、つくるという意識もあって、景観の教育にはその二つがあると思うんです。それを育てるために、やはり教育というのはすごく大事だと思います。

あともう一つ、実は荒川区にはNPO支援の部署がないんです。二十三区でも結構珍しいと思うんですけれども。区内でもかなりいろいろなまちづくりの取り組みをされているところがあつて、おもしろい取り組みもあるんですけれども、NPOをそもそも区が把握していないとかいう状況がありました、それを考えると、区民の活動を展開させていくにはその支援の仕組みがやはり必要なので、ぜひ検討してほしい。

ただ、NPO支援の仕組みは景観だけじゃなくて、やはり商工業もあるし、歴史とかそういう教育、いろいろなものとかかわってくるので、縦割りじゃなくて、そのNPOを支援するような仕組みができればいいなというのは発言させていただいたので、それをもう一度繰り返し申し上げたいと思います。

○会長　そうですね。景観というのは何かというと、結局そういうまちづくり活動の、あるいは事業、経済、商業活動も工業活動も含めて、そういうありとあらゆる営みの総合計が形になってあらわれたものなんでしょう。風景というのは。だから、どういうふう生きるか暮らすか、それが全部あらわれるのが風景ですから。人間の生き方がその人の顔になっているようなものなんです。ですから、そういうふうで考えると、NPOなんかがもっと元気になって、既に元気ならそれをもっと応援して、いろいろところでいろいろな人が頑張っていて、まち全部が元気になれば、もう元気なだけでもいい風景です。風景というのは何も色とか形にだけあらわれるのではないですよ。本当にまちがにぎわってれば、もうそれだけでも立派。スターバックスは、上野公園のスターバックスの喫茶店をつくったでしょう。あれと、こっち側にオীগニックレストランをつくったんです。それから、噴水もちょっと変えました。あの森も明るくして、夜に全部人が通れるようにしました。あれは私が委員長でまとめたんですけれどもね。つまり、あれは、でも、木材を使ったのは東京の多摩の木材を使ったんですよ。だから、木製だとか何か客が来そうだとかいうんじゃない、東京の木材をちゃんと東京で使おうということを言いたかったからですよ。そういうふうに景観というのはみんなぐるぐる回って、経済でもあるんです。それを皆さん忘れていてるんです。景観って何かお化粧だと思っている。そうじゃない。生き方そのものがあらわれるんだから。経済の仕組み、

地域が元気になるかどうか、全部関係があります。防災もそうですね。そういうふうを考えていただくと今のお話は。だから、NPOの支援組織はどこにあるんでしようね、普通。都市計画じゃ……。まちづくり推進とか、そういうものはあるんだよね、普通は。

○副会長 市民活動推進課とか。

○都市計画課長 そうですね。

○会長 ここはないの、そういうの。

○都市計画課長 ええ。すみません、ちょっとそういうあれは。

○会長 都市整備があるんだよな。

○都市計画課長 ええ。都市整備型。

○会長 どちらかというどと国交省の都市整備のかたいほうね。かたいほうが中心だけれども、環境福祉という言葉もありますし、少しやわらかいところとセットで。それはちょっと宿題ですね。それでよろしいですか、関さん。

○九番委員 はい。

○会長 最後にもう一つ議題が残っております——一応これは報告だったので、これまでの事前協議等については了承いただいたことでよろしいですね。ありがとうございます。

「日暮里富士見坂眺望保全」に関するパンフレットについて、事務局からご説明をいただきます。

○都市計画課長 それでは、またお手元のこのパンフレットのほうを見ていただければと思います。

これにつきましては、さきの六月にこれにつきまして作成をさせていただきました。これにつきまして、これまでこの景観審議会におきましても何回か御報告をさせていただいておりますけれども、初めての方もいらっしやるかと思えますので、ちよつとまずは経緯をお話しさせていただきたいと思えます。

直近の経緯でございますけれども、二十三年のときに、実は今の本当の原因になるその先なんですけれども、新宿区におきまして大久保三丁目の西地区の開発計画というものが立ち上がりまして、これが現状の富士見坂から見る眺望を侵すというようなことがわかりまして、これにつきまして区といたしましても、これは住友不動産という会社が開発を計画しているものでございまして、これにつきましてさまざま要望、また要請活動をしてきた経緯がございます。

その中で、現状はまだ、その開発につきましては少し動き出しているようでございますけれども、まだ現状としては動き出していない状況がございます中で、実は昨年八月に文京区の千駄木三丁目におきましてマンションの計画があるということの情報を入手させていただきました。これにつきまして、文京区とも協議を行いました、文京区を通しましてその事業者の方には私どものほうからアプローチをかけたつ、お話を聞いていただきたいというようなことで要請をしてきたところでございますけれども、それにつきましては法的な手続についてはもう既に終わっている状況でございます、なかなかそれについては対応していただけないというような状況の中で、現状といたしましても建ち上がってきておまして、富士山のほうももう見えなくなってきました。

こうした状況の中、今回私も区といたしまして、日暮里富士見坂の眺望保全というような、このパン

フレットをつくりました。これにつきましては、もちろん区の中でも配布をしておりますが、関係区であります台東、文京、豊島、新宿、これの各区におきましてこれを、こうした景観の窓口におきまして配布をしていただいているところがございます。これの意味することということでございますが、これにつきましては、このパンフレットの裏側のところの中ほど、「眺望の予約」という取り組みだというふうに思っていただければと思います。先ほども会長のほうからもお話がありました。建物は五十年、百年後にはどうなるかわからない。ただ、眺望はそのまま生きるわけでございますので、その願いも込めてこうしたパンフレットをつくらせていただきまして、まだまだそうした啓発活動につきましては取り組んでまいりたいと思っている次第でございます。

今後もしさまざまお話の中で、こうした眺望につきましては広域的な景観ということによって本当に難しい点があるかとは思いますが、私どもの区といたしましてもこうしたことにつきましては啓発活動を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○会長 御説明ありがとうございます。

何か御意見ございますでしょうか。いかがでしょうか。

これを各区に配っているんですか。

○都市計画課長 はい。

○会長 何枚ずつ配っているの。

○都市計画課長 二百枚。

○会長 各区に二百枚。まあ、悪くはないかな。これ、何万人もみんないるところですからね。特に文京区には、文京区長にはたくさん配ったほうがいいかな。

ともかく、本当はこういう広域の景観問題はまず東京都がしっかりやるべきことなんです。基本的に、各区ではやり切れないんですね、これはよその区ですから。区と区は対等にやっているわけで。本当は、もちろん各区が頑張っていたり、これはよその区からどう見えるかということではやっていないんですね、今までは残念ながら。ですから、やはり東京都自身が、東京にはこういう富士見坂がもうたくさんあるし、富士見町もたくさんあるし、富士見台とか、そういうのがいっぱいあったわけで、その中で何十カ所は何が何でも将来に残すんだというような決意をしてもらわないといけないですね。そういう議論も都の審議会ですけれども、やはりそれも、京都なんかは比較的そういうことに敏感なんです。市民が。オール東京となるとなかなか東京は、そういうことよりはもつとお金になることのほうが忙しいものですから、なかなかいきません。これはとにかくたくさん関係者に配って、こういうことが大事だということを言える——言える立場だね、この荒川区は。荒川区は、こういう、ほかに邪魔をしていないんでしょうね。荒川で変なことをやっているから大事なのがつぶれているということはないんでしょうね。

○都市計画課長 はい。大丈夫です。

○会長 そこをちゃんと点検しておかないといけないね。

特に御質問がなければこれで、これも了承したいと思います。

○十一番委員　質問はないんですけれども、例えば景観の問題で、建物の色合いの話なんかが出ましたけれども、もう三十年以上前になるんですけれども、日影条例というのが各区でつくられたわけです。荒川区の場合は、例えば都電は東西部で通っています。それから、明治通りも東西道が長いんですね。そうしますと、近隣商業とかそういうところは日影除外になっちゃいますから。ですから、線路あるいは道路を挟んで北側のほうはすぐ後背地が住宅地域になるから、高層のものについては日影規制がかかってきますよね。ところが、道路を挟んで広いほう、南側のほうは、高いものを建てても道路部分と近隣商業の地域まで全くその日影がかかってきませんから。だから、これ、このとおりやったら、もうこういう形で街並みは高さが違っちゃうじゃないか、何とかならないのかと。これを私、当時区議会議員でございまして、やっただんですけども、それはそのままという形で。ですから、そういうアンバランス。それから、その後、総合設計制度とかいろいろな形で大規模開発が行われるようになってきましたから。あるいは、工場が撤去された跡地については、住宅ができるにしても南側はいつぱい道路につけて、北側は日影の関係があつてそこを駐車場にするような形で、そういう建物が増えちゃって、何となく温かみが少ないなというような形。そういう地域になってきちゃっているのかななんていうふうに感ずることもあるわけですから、これはもう今さらどうにもならないことではしょうね。景観の問題がいろいろ言われてるような形になって。いかがでしょう。

○会長　難しいことを言われたけれども、日影の話は今昔の基準ではなくなりましたでしょう。それは

結局、私の個人的な意見ですけれども、日本の法律屋さんというのは本当に環境とか空間とかアメニティに対して鈍感だと僕は思っているんですよ。法律をつくるという法学の方たちはね。それで、大体事件が起こる。つまり、日影の話は日照権の問題が起こる。つまり、日当たりがなくて、日影で生活するというのにどうするんだという。それで、そういう基本的人権を守るという、その一点で、そうするとそれを具体化するのは今度は日影の線になっちゃったんですよ。非常に単純なんですよ。そういう一つの要因だけで今度はこれを決める。そのとき、まち全体がどうなるかとか、今の街並みはどうなるかとか、全然考えていないんですよ。つまり、法律屋さんが法というもので縛っていくときに、そういう要因ごとにやり出したからだと思うんですね。景観権というのも一時期話題になって、そういうことでやった。これもだから、本当は失敗していますね。国立か、あれも最終的には敗訴になっていますしね。その前の和歌の浦なんていうのもそうで、歴史的景観もそうです。つまり、法律の人というのはやはりだめですね、僕に言わせると。鈍感だと。つまり、環境全体を理解してどうしたらいいかという発想にならないから。義務とか責任とか権利とかという、そういうのがある要因に限定してやってきたから私はどうもだめだというふうに思うんですね。だから、そこが今、景観法が二〇〇四年になってできたというのは象徴的なんですよ。景観というのは法律屋さんも認めてこなかったんですから。私は、それよりも三十年以上前から、埼玉県景観条例とかそういうのを、全部否定したんです、法律屋さんが。文章化とかそういうのを。そんなもの法律じゃないですよと言ったんです。もつと言うと、戦前だって、都市計画法をつくったときに、美しい都市をつくろうと言っているんですよ、我々技術屋は。それも全部法学部出がつぶしたんですよ。美しい

都市って何のことだと言って。だから、危険とか安全とか生命にかかわるとか、そういうものは認めますよ、彼らは。だけど、トータルにいいものというのはわからないんですよ、法律屋さんというは。だから、ちよつとここにもいるかもしれない。法学部は何人いますか。でも、私はそう思っている。これは私の個人的意見だけれども、信念に近いんですよ。この四十何年行政とつき合ってきて。本当にこの人たちがもつと先に全体像をつくっていけば、もつと世の中はよくなったと思いますね。これはなかなか難しいでしょうけれども、みんなそれこそ金が絡んで、それが法律で権利とかになっているからね。だけど、私はさつきから言っているように、みんなが、市民が学んで、本当のまちは何かという議論をしないとだめになるというのはそういう意味で申し上げたんです。本当に、日影の話なんかは、あのときいろいろな議論をしたんですよ。もう住宅公団なんかも、何時間だっけな、三時間か四時間かしかね。そんなのは立証できませんよね。三時間三十五分でそれなら健康だとか、そんなのあり得ませんよ。外へ出ればいいじゃないかという話になっちゃうでしょう。だから、ああいう、それを科学的と考えるという、ここも問題がある。サイエンスというものをどう捉えるかと。これも大きい問題なんですよね。ここでそんな議論をしても、この審議会の精神に合わないでしょうからやめますけれども。

今日はこれで終わりですよ。

○都市計画課長 はい。

○会長 あとは、次の予定の話が最後にあるようです。どうぞ。

○都市計画課長 本日は本当にありがとうございました。

次回の開催予定でございますけれども、十月ごろを予定してございます。詳しい日程が決まり次第、また御連絡を申し上げたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長 それでは、これで。皆さん、委員からの発議で御提案とか御意見がございますか。

○副会長 ちよつと突然で申しわけないんですけれども、伊藤先生、先ほど富士講の話の催しのようなことをおっしゃっていたので、もし皆さんに御紹介いただければ。富士見坂でそういうことがあったということ。

○二番委員 私もそんなによく存じ上げてはいたんですけども、富士見坂で、春先ですか、守る会の方々が富士講のお焚き上げの行事をやられたということで、学生たちとちよつと見に行きまして、富士山で富士講の先達がやるお焚き上げの儀式を富士見坂でやってアピールしたというようなことがございました。そんな感じで、都民に広く知られるような形にしていくといいんじゃないかなと思います。

以上です。

○会長 ほかにございますか。

なければ、今日はちよつと私自身も当初の予定よりちよつと長引いてしまいました。初めてでもあったので皆さんの忌憚のない、あるいは何となく雰囲気を感じたくて御発言いただきまして、大変恐縮でした。

お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

午後四時四十四分閉会